

議案第 6 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法（平成 2 3 年法律第 1 1 5 号）等の一部改正及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 1 8 号）の制定に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第52条第7項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

第87条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「f) については」を「f) がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第87条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当（この条例による改正前の大口町税条例第51条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の大口町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第52条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することが出来る資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 削除</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第52条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の9で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することが出来る資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u></p> <p>第9条 <u>分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第51条の3及び第51条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第51条の8及び第51条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第51条の4」とあるのは、「第51条の4並びに附則第7条第1項」とする。</u></p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する</p>

新	旧
<p>紙巻きたばこ 3 級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻きたばこに係るたばこ税の税率は、第 8 7 条の規定にかかわらず、当分の間、1, 0 0 0 本につき <u>2, 4 9 5 円</u> とする。</p>	<p>紙巻きたばこ 3 級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻きたばこに係るたばこ税の税率は、第 8 7 条の規定にかかわらず、当分の間、1, 0 0 0 本につき <u>2, 1 9 0 円</u> とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p>	<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p>
<p>第 2 2 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 2 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（<u>同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。</u>）について、平成 2 2 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 3 条の 2 の規定により控除された金額に係る <u>当該損失対象金額</u> は、その者の平成 2 4 年度以後の年度分で <u>当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分</u> の町民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該損失対象金額が生じた年</u> において生じなかったものとみなす。</p>	<p>第 2 2 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 2 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成 2 2 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 3 条の 2 の規定により控除された金額に係る <u>当該特例損失金額</u> は、その者の平成 2 4 年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成 2 3 年</u> において生じなかったものとみなす。</p>
<p>2 <u>前項前段</u> の場合において、第 3 3 条の 2 の規定により控除された金額に係る <u>損失対象金額</u> のうちに、同項の規定の適用を受けた者と</p>	<p>2 <u>前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 3 3 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 2 4 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 2 3 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項前段</u> の場合において、第 3 3 条の 2 の規定により控除された金額に係る <u>特例損失金額</u> のうちに、同項の規定の適用を受けた者</p>

新	旧
<p>生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 （略）</u> <u>（個人の町民税の税率の特例等）</u></p> <p><u>第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</u></p>	<p>と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成23年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u></p> <p><u>5 （略）</u></p>

平成23年度町税条例の一部改正要旨

1 改正の目的

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部改正及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、町たばこ税の税率及び個人の町民税の税率の特例等、所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部改正に伴う改正

① 退職所得に係る個人町民税の10%税額控除を廃止

現行（昭和42年1月から）、退職所得の分離課税に係る所得割については、その所得割の額から10%を税額控除しているが、平成25年1月1日以降は、廃止する。

② 町たばこ税の税率の引き上げ

法人税率の引き下げにより地方税が減収となるが、課税ベースの拡大により、県の法人事業税は増収となるため、市町村との均衡を図るため、県と町のたばこ税率の調整をする。平成25年4月1日以後の売り渡しから適用する。

旧3級品以外（千本につき）

町たばこ税	5, 262円	(+644円)	←	4, 618円
県たばこ税	860円	(△644円)	←	1, 504円

旧3級品（千本につき）

町たばこ税	2, 495円	(+305円)	←	2, 190円
県たばこ税	411円	(△305円)	←	716円

(2) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴う改正

○ 個人町民税の均等割の税率の引き上げ

現行、個人町民税の均等割税率3, 000円に、500円を加算し、3, 500円とする。適用期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間。なお、県民税（現行1, 500円）についても、同期間500円を加算する。